

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ……………	予算経理課、高校教育課	1 頁
	○ 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則 ……………	予算経理課、高校教育課	2 頁
	○ 三重県立高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を 改正する規則 ……………	予 算 経 理 課	3 頁
	○ 三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則 ……………	予 算 経 理 課	13 頁
	○ 三重県奨学金規則を廃止する規則 ……………	高 校 教 育 課	13 頁
告 示	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の新調 ……………	教 育 総 務 課	14 頁
お知らせ	○ 三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 ……………	生 徒 指 導 課	14 頁
	○ 三重県いじめ対策審議会条例 ……………	生 徒 指 導 課	15 頁
	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例 ……………	教 職 員 課	16 頁
	○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例 ……………	教 育 総 務 課、予 算 経 理 課	16 頁
	○ 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例 ……………	社 会 教 育・文 化 財 保 護 課	19 頁
	○ 斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例 ……………	社 会 教 育・文 化 財 保 護 課	19 頁
	○ 三重県立美術館条例の一部を改正する条例 ……………	社 会 教 育・文 化 財 保 護 課	20 頁
	○ 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例 ……………	社 会 教 育・文 化 財 保 護 課	20 頁
	○ 三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例 ……………	社 会 教 育・文 化 財 保 護 課	20 頁

### 規 則

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

#### 三重県教育委員会規則第三号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十二年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「非常震災」を「前条第一項各号に掲げる場合のほか、非常震災」に改め、「校長は」の下に「、別に定める手続により」を加える。

第九条第二項中「変更するときは」の下に「、別に定める手続により」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
(休業日における授業)

第九条の二 第七条第一項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があり、かつ、生徒等の健康等に支障がないと認められる場合は、同項第二号及び第三号に規定する休業日を授業日とすることができる。

2 校長は、前項の規定により授業日を設けるときは、別に定めるところにより、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第二十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号。以下「県立高等学校条例」という。）

第五条により入学した者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条に定める就学支援金に関しては、校長が定めた日の属する月の初日から在籍しているものとみなす。

第四十二条中「三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）」を「県立高等学校条例」に改める。

別表一中

三重県立神戸高等学校	全日制	普通科、理数科	を
	定時制	普通科	
三重県立神戸高等学校	全日制	普通科、理数科	に、
	定時制	普通科	
三重県立亀山高等学校	全日制	普通科、システムメディア科、 総合生活科	を
	定時制	普通科	
三重県立亀山高等学校	全日制	普通科、システムメディア科、 総合生活科	に、改める。
	定時制	普通科	

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

**三重県教育委員会規則第四号**

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校学則の基準に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（休業日における授業）

第九条の二 前条第一項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があり、かつ、生徒等の健康等に支障がないと認められる場合は、同項第二号及び第三号に規定する休業日を授業日とすることができる。

2 校長は、前項の規定により授業日を設けるときは、別に定めるところにより、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号。以下「条例」という。）第五条により入学した者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条に定める就学支援金に関しては、校長が定めた日の属する月の初日から在籍しているものとみなす。

第二十九条中「三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）」を「条例」に改める。

第三十条第一項中「次に掲げる」を「条例に定める」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次に掲げる」を「条例に定める」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 岩崎恭典

### 三重県教育委員会規則第五号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条、第四百五条及び第四百十九条の規定の例」を「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年条例第二号）第七条の規定」に改め、「免除」を「減免」に改める。

第十三条第二項中「未成年者である場合に限る。次条において同じ。」を「成年に達した場合を含む。」、「配偶者」に改める。

第十四条中「又はその保護者」を削る。

第十五条第一項中「の異動届（第九号様式）」を「に掲げる提出様式」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、成人に達した奨学生の保護者は、第三条第一項の規定に関わらず、教育長が定める連帯保証人の要件を満たすものでなければならない。

第十六条中「貸与」の下に、「予約採用及び滞納整理」を加え、同条に次の一項を加える。

2 この規則に定めるもののほか、奨学金の債権管理に関し必要な事項は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）の定めるところによる。

別表第四中「異動届（第九号様式）」を「異動届①（第九号様式）」に、「異動届（第九号様式の二）」を「異動届②（第九号様式の二）」に、「異動届（第九号様式の三）」を「異動届③（第九号様式の三）」に、「異動届（第九号様式の四）」を「異動届④（第九号様式の四）」に改める。

様式第1号

第1号様式（第4条関係）

（表面）

三重県高等学校等修学奨学金奨学生申込書

いずれか該当する方に○を付けること		在学採用	予約採用		
申 込 者 (本 人)	ふり が な 名 前	住 所 等 (自宅外通学の場合は下宿先も記入)			
		〒			
		電話 自宅	-	-	
		携帯	-	-	
	生年月日	性別	在留資格 (外国籍の方のみ記入)		
年 月 日生	男・女				
親 権 者 又は 後 見 人 等 (保 護 者)	ふり が な 名 前	住 所 等			
		〒			
		電話 自宅	-	-	
		携帯	-	-	
	生年月日	性別	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ記入)
年 月 日生	男 女				
連帯保証人	ふり が な 名 前	住 所 等			
		〒			
		電話 自宅	-	-	
		携帯	-	-	
	生年月日	性別	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ記入)
年 月 日生	男 女				
在学する (入学希望の) 高等学校等	学校名	学科名		在学期間	
	国公立 私 立			年 月入学 年 月卒業見込	
通学 (予定) 状況	自宅通学 ・ 自宅外通学				
過去の貸与歴	(本奨学金の貸与を受けたことが) ある ・ ない				
貸与額及び 貸 与 期 間	修学支度費	修学費 (貸与期間)			
	入学時 (0または金額を記入) 円	月額 円	年 月から 年 月まで		
修学奨学金の 振 込 口 座 (本人の口座)	金融機関名 (コード番号)	本支店名 (コード番号)	種目	口座番号	口座名義 (カタカナ)
	( )	( )	普通 貯蓄		( )

(裏面)

	名 前	続柄	勤務先 又は 通学先 (学年)	特記事項
世帯 (家族) の 状 況 (本人含む)		本人		

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第4条の規定により修学奨学金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

本 人 名 前 ⑩

上記の者が貸与を受ける修学奨学金については、本人と連帯して債務を負担します。

保 護 者 名 前 ⑩

連帯保証人 名 前 ⑩

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。

添付書類 ①同一の世帯（生計）に属するすべての者の在学証明書（ただし三重県内の高等学校等であれば省略可能です。）

②同一の世帯（生計）に属するすべての者の住民票の写し

③同一の世帯（生計）に属し、祖父母、兄弟姉妹を除く者の所得についての市町村長の証明書

（通常、所得課税証明書となります。税務署発行の納税証明書ではありません。）

滋賀県教育委員会様へ送る書類

第3号様式（第5条関係）

## 誓 約 書

私はこのたび \_\_\_\_\_（高等学校・高等専門学校）に（ 在学中・進学後 ）、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けることになりました。

つきましては、その学校の諸規則命令等を守り、学業に励み、性行をつつしむはもちろん、三重県高等学校等修学奨学金規則を堅く守り、かつ、卒業後もその設置された趣旨に添うよう誓約します。

なお、奨学金の返還については、規定にしたがい誠実に返還の義務を履行することを確約いたします。

※1行目の空欄（下線部）には在学中又は進学予定の高等学校等の名前を記入してください。

※（ ）内は、いずれか該当する方に○を付けてください。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

本 人 住所

名前

印

上記に誓約しましたことについては、保護者及び連帯保証人において必ず実行させ、その他本人についての事件は、いっさい保護者及び連帯保証人において引き受け責任をもつことを保証します。

保 護 者 住所

名前

印

連帯保証人 住所

名前

実印

（注意事項）

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。

様式第4号（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

## 三重県高等学校等修学奨学金期間延長申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

(奨学生番号)

本人 住所

名前 ①

(自宅電話： )

(携帯電話： )

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第7条第2項の規定により、期間延長を受けたいので下記のとおり申請します。

### 記

1 期間延長の理由

2 上記理由の発生年月日

3 期間延長を希望する期間

年 月 から 年 月まで

**【注意】（期間延長により貸与総額の増減が生じる場合は、下記の署名・押印が必要です）**

上記期間延長に同意するとともに、延長によって生じる債務を連帯して負担いたします。

保護者 住所

名前 ①

連帯保証人 住所

名前 実印

### (注意事項)

※ 添付書類 期間延長の理由を証する書類

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 連帯保証人は、実印を使用して下さい。

前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。

様式第5号（第11条関係）

### 三重県高等学校等修学奨学金借用証書

百万	十万	一万	千	百	十	一
金						円也

上記の金額を、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規程を承知のうえ、借用しました。

今後、別紙三重県高等学校等修学奨学金返還明細書の返還計画のとおり滞りなく返還します。

なお、返還計画の期日から3回以上遅延した場合には、返還残金全額の支払いと、期日の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を請求されても異議を申し立てません。

三重県教育委員会教育長 あて

年 月 日

(奨学生番号)

本人住所

名前

印

保護者住所

名前

印

連帯保証人住所

名前

実印

(注意事項)

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 印鑑登録証明書は、提出の日の前3ヶ月以内に発行された物を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるよう押印してください。不鮮明なものは受付できない場合があります。



様式第7号様式(第13条関係)

第7号様式(第13条関係)

三重県高等学校等修学奨学金返還免除申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第13条の規定により、下記のとおり返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添えて申請します。

奨学生番号

在学又は 在学していた高校名、 高専名		卒業 (退学) 年月		卒業・退学 該当するものに○印、在学中の場合は記入不要) 年 月	
※ 奨 学 生 本 人	カナ	住所 印	(〒 )	連絡先 自宅電話番号	- -
	名前			連絡先 携帯電話番号	- -
	生年月日			年 月 日	
連 帯 保 証 人	名前	住所 印	(〒 )	連絡先 自宅電話番号	- -
				連絡先 携帯電話番号	- -
貸 与 期 間			年 月 から 年 月 まで		
貸 与 金 額			円		
返 還 済 額			円		
返 還 未 済 額			円		
返 還 免 除 申 請 額			円		
申 請 理 由					
添 付 書 類 (証明書の他申立書が必要な場合があります)			<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書		
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申請できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署・押印。					
代 理 申 請 者 欄	名前	住所	印	本人との 続柄	本人の( )
		(〒 )			

※ 奨学生本人が申請できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申請者欄に代理申請する方が自署・押印してください。

記入の様子を次のように入力する。

第8号様式（第14条関係）

三重県高等学校等修学奨学金返還猶予申請書			
			年 月 日
三重県教育委員会教育長 あて			
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第14条の規定により返還猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。			奨学生番号
在学又は 在学していた高校名、 高専名		卒業 (退学) 年月	在 学 ・ 卒 業 ・ 退 学 (該当するものに○印)  年 月
本人	名前	印	住 所 (〒 ) 自宅電話番号 - - 携帯電話番号 - -
			勤務先等 又は 通学先
(届出の 保護者等 )	名前	印	住 所 (〒 ) 自宅電話番号 - - 携帯電話番号 - -
			勤務先等
連帯 保証人	名前	印	住 所 (〒 ) 自宅電話番号 - - 携帯電話番号 - -
			勤務先等
申請理由 (該当する番号を○で囲んでください。)			(1) 高等学校等に在学中 (2) 短期大学、大学、大学院、専修学校在学中 (3) 留学 (4) 各種学校在学中 (5) 大専学校在学中 (6) 災害 (7) 自宅又は自宅外学習 (8) 職業訓練中 (9) 就労の意思を有しながら一度も就労できない (10) 疾病(就労困難の記載があるもの) (11) 失業 (12) 休職 (13) その他やむを得ない事由( )
猶予期間			年 月 から 年 月 まで ( ヶ月)
理由発生年月日			年 月 日
過去の猶予期間 〔申請理由の(5)から(13)に該当する場合のみ記入〕 ※通算3年を超えての猶予は出来ません。			年 月 から 年 月 まで ( ヶ月)

- ※ 申請理由が(1)に該当する場合、猶予申請期間は在学期間の範囲内となります。
- ※ 申請理由が(2)から(4)に該当する場合、猶予申請期間は在学期間に半年間を加えた範囲内となります。
- ※ 申請理由が(5)から(13)に該当する場合、猶予申請期間は1年以内となります。  
ただし、再申請・再々申請により、通算して3年間猶予を受けることができます。
- ※ (5)に該当するケースのうち、学位を取得できる大専校(国家公務員の身分を有する者を除く)の場合、猶予申請期間は在学期間中となります。
- ※ 署名は、自筆であることが必要です。ただし、本人が未成年の場合に限り、本人欄を保護者が代筆することを可とします。
- ※ 申請理由を証明する書類の添付が必要です。

様式第9号の3 (第15条関係)

異 動 届 ③ (住所・名前等変更)				
年 月 日				
三重県教育委員会教育長 あて				
次のとおり異動がありましたので届け出ます。			奨学生番号 (予約番号)	
在学又は在学していた高校名、 高専名 (採用の予約を受けた者は 中学校名のみ記入)		全日制 定時制 通信制	科 学 科	年 組 ※ 在学生のみ記入
		卒業 (退学) 年月	卒業・退学 (該当するものに○印) 年 月	
本人	名前	印	現在の勤務先等 (進学先)	
本人が未成年者 (20歳未満) の場合には、届出の保護者等が下欄に自署・押印。				
届出の保護者等	名前	印		
※変更のあった項目のみ記入	本人	異 動 日	年 月 日	
		フリガナ		
		名 前		
		住 所	(〒 )	
		自宅電話番号		
		携帯電話番号		
	保護者 (届出の保護者)	異 動 日	年 月 日	
		フリガナ		
		名 前		
		住 所	(〒 )	
		勤務先		
		携帯電話番号		
	連帯保証人	異 動 日	年 月 日	
		フリガナ		
		名 前		
		住 所	(〒 )	
		勤務先		
		携帯電話番号		

※異動事項の事実を証する書類 (住民票等) を添付してください。

※貸与中に本人が名前を変更した場合は、異動届④ (振込口座変更依頼書) を合わせて提出してください。

※保護者、連帯保証人の変更は、変更届をお使いください。(この様式は使用できません)

三重県立高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則

第10号様式（第15条関係）

## 変 更 届

変更事項 (いずれかに○)	保護者      連帯保証人			
変更後の 新保護者又は 新連帯保証人	ふりがな	住 所 等		
	名 前			
	〒			
		自宅電話	-	-
		携帯電話	-	-
	生年月日	年 月 日生	性別	男・女
勤務先等			在留資格	
本人との関係			(外国籍の方のみ記入)	
変更年月日				
変更理由				
<p>三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第15条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更がありましたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>三重県教育委員会教育長 あて</p> <p style="text-align: right;">(奨学生番号) _____</p> <p style="text-align: right;">本人 名前 ㊟</p> <p>上記の者が貸与中の三重県高等学校等修学奨学金について、本人と連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: right;">(新)保護者 名前 ㊟</p> <p style="text-align: right;">(新)連帯保証人 名前 実印</p>				

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。
- ※ 外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付して下さい。
- ※ 本人が成人に達している場合、「(新)保護者」として署名する者は、三重県高等学校等修学奨学金の返済能力を有する者であれば、保護者以外の者でも差し支えありません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 施行日から三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の施行の日の前日まで、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第十一条に定める遅延損害金の算定については、次項から附則第八項までの規定を適用する。
- 4 前項の遅延損害金の額は、規則第十一条第一項に定める返還期日（以下「返還期日」という。）の翌日から履行期限の日までの期間の日数に応じ、当該返還金の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 5 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 附則第四項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 7 附則第四項の遅延損害金の算定に用いる年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 8 施行日前に発生した返還金のうち、返還期日までに返還されないものについては、施行日以後の期間にあつては附則第四項から前項までの規定を適用し、施行日前の期間にあつてはなお従前の例による。

---

三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

**三重県教育委員会規則第六号**

三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通信教育に関する規則（昭和五十二年三重県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第三項を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

---

三重県奨学金規則を廃止する規則をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

**三重県教育委員会規則第七号**

三重県奨学金規則を廃止する規則

三重県奨学金規則（昭和三十六年三重県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

---

告 示

三重県教育委員会告示第11号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり新調します。

平成26年3月27日

三重県教育委員会

第1

- 1 公 印 名 三重県総合博物館長印
- 2 寸 法 方23ミリメートル
- 3 印 影



- 4 使用範囲 公文書用
- 5 使用開始日 平成26年4月1日

第2

- 1 公 印 名 三重県総合博物館出納員印
- 2 寸 法 方21ミリメートル
- 3 印 影



- 4 使用範囲 出納事務用
- 5 使用開始日 平成26年4月1日

お 知 ら せ

平成26年3月27日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六号

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下この条及び次条において「法」という。）第十二条に規定する地方いじめ防止基本方針（次条において「地方いじめ防止基本方針」という。）に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次条及び第四条において「いじめの防止等」という。）に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、三重県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体が地方いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を適切に実施するため、次に掲げる事務を行う。

- 1 県内の学校（法第二条第二項に規定する学校をいう。）におけるいじめの現状の情報の共有及び分析

- 一 前号のいじめの現状の情報の共有及び分析を踏まえたいじめの防止等に関する情報の交換及び研究
- 二 前二号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために必要と認める事務

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市町との連携)

第七条 協議会の活動は、市町(市町の組合を含む。)の教育委員会との連携に留意しなければならない。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県いじめ対策審議会条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七号

三重県いじめ対策審議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。次条において「法」という。)第十四条第三項の附属機関として、三重県いじめ対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、法第十二条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下この条及び第四条において「いじめの防止等」という。)のための対策に関し、次に掲げる事項を行い、及び当該事項について教育委員会に建議する。

- 一 いじめの防止等のための調査研究
- 二 県立学校における法第二十四条に規定する調査
- 三 県立学校における法第二十八条に規定する調査
- 四 その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識又は経験その他のいじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。  
(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。  
(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(庶務)

第七条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十五号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二三七人」を「二三四人」に、「三、六四一人」を「三、六三八人」に改め、同条第二号中「一、〇六七人」を「一、一〇二人」に、「三七人」を「三六人」に、「一、一六七人」を「一、二〇一人」に改める。

第四条第一号中「六、二二六人」を「六、二三八人」に、「三九七人」を「三八七人」に、「二二七人」を「二二一人」に、「三九九人」を「三九七人」に、「七、二九九人」を「七、〇四三人」に改め、同条第二号中「三、五九六八人」を「三、五九六四人」に、「二六〇人」を「二五七人」に、「三〇人」を「二七人」に、「二七六人」を「二七五人」に、「三、九六二人」を「三、九二三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

---

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十六号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(附属施設)」に改め、同条中「付属施設」を「附属施設」に改める。

第六条第二項中「第七条の二ただし書」を「第八条」に、「三箇月」を「三月」に改める。

第七条の二を削る。

第八条第一項中「次に掲げる日」を「別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める納付期限」に改め、各号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「入学した場合」を「入学し、又は転学した場合(高等学校から他の高等学校に転学した場合を除く。)」に、「入学した月」を「当該入学し、又は転学した月」に、「前項各号」を「同項」に、「次に掲げる日」を「別表第四に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める納付期限」に改め、各号を削り、同項の次に次の一項を加える。

- 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料は、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。)



第五条の規定により就学支援金の支給を受け、かつ、就学支援金支給法第九条の規定により支払の一時差止めをされていない者の授業料

就学支援金支給法第七条の規定により教育委員会が受給権者に代わつて就学支援金を受領した日から前二項の規定により当該授業料を納付すべき日（次号において「納付日」という。）の属する会計年度の末日

- 一 退学又は休学の事実が発生した日の属する月までの授業料 退学又は休学の事実が発生した日（納付日が既に到来している場合及び就学支援金支給法第五条の規定により就学支援金の支給を受け、かつ、就学支援金支給法第九条の規定により支払の一時差止めをされていない場合を除く。）

第十条中「三重県税外収入通則条例」を「三重県公債権の徴収に関する条例」に改める。

別表第一中

三重県立神戸高等学校	鈴鹿市	全日制 定時制	を
三重県立神戸高等学校	鈴鹿市	全日制	に、
三重県立亀山高等学校	亀山市	全日制 定時制	を
三重県立亀山高等学校	亀山市	全日制	に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

区分	授業料	入学選抜手数料	入学料
全日制の課程			
単位制によらない課程	年額 一一八、八〇〇円	二、二〇〇円	五、六五〇円
単位制による課程			
1 就学支援金支給法第三条第二項第一号に規定する者（以下「既卒者」という。）	一単位 四、〇九二円	二、二〇〇円	五、六五〇円
2 就学支援金支給法第三条第二項第二号の期間を超えて在学する者（以下「卒業を認定されなかつた者」という。）及び聴講生	一単位 四、〇九二円	—	—
3 1及び2に掲げる者以外の者	年額 一一八、八〇〇円	二、二〇〇円	五、六五〇円
定時制の課程			
単位制によらない課程			
1 聴講生	一単位 一、七〇四円	—	—
2 1に掲げる者以外の者	年額 三二、四〇〇円	九五〇円	二、一〇〇円
単位制による課程			
1 既卒者	一単位 一、七〇四円	九五〇円	二、一〇〇円
2 卒業を認定されなかつた者及び聴講生	一単位 一、七〇四円	—	—
3 1及び2に掲げる者以外の者	年額 三二、四〇〇円	九五〇円	二、一〇〇円
通信制の課程			
専攻科	一単位 三三四円 年額 一一八、八〇〇円	—	— 五、六五〇円

備考 聴講生とは、特定の科目を一年間に十単位以下履修する者であつて、高等学校に在籍していないものをいう。

別表に次の二表を加える。

別表第三（第八条関係）

区分	対象月	納付期限
一 専攻科に在籍する者及び聴講生	三月	二月十二日
	四月	五月十二日
	三月及び四月を除く月	当該月の十二日
二 一に掲げる者以外の者のうち、入学初年度のもの	一月、二月、十一月及び十二月	当該月の十二日
	三月	二月十二日
	四月及び五月	八月十二日
	六月及び七月	九月十二日
	八月及び九月	十月十二日
	十月	十一月十二日
三 一及び二に掲げる者以外の者	一月、二月、五月、六月、十月、十一月及び十二月	当該月の十二日
	三月	二月十二日
	四月	五月十二日
	七月及び八月	九月十二日
	九月	十月十二日

備考 聴講生とは、特定の科目を一年間に十単位以下履修する者であつて、高等学校に在籍していないものをいう。

別表第四（第八条関係）

区分	対象月	納付期限
一 専攻科に在籍する者及び聴講生	三月	入学し、又は転学した日
	四月	五月十二日
	三月及び四月を除く月	当該月の十二日 (入学し、又は転学した日が十三日以後の場合は、当該入学し、又は転学した日)
二 一に掲げる者以外の者	一月、二月、十一月及び十二月	当該月の十二日 (入学し、又は転学した日が十三日以後の場合は、当該入学し、又は転学した日)
	三月	入学し、又は転学した日
	四月及び五月	八月十二日
	六月及び七月	九月十二日
	八月及び九月	十月十二日
	十月	十一月十二日

備考 聴講生とは、特定の科目を一年間に十単位以下履修する者であつて、高等学校に在籍していないものをいう。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前から引き続きこの条例による改正前の別表第一に規定する高等学校に在学している者に係る施行日以後の当該高等学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において三重県立神戸高等学校定時制課程及び三重県立亀山高等学校定時制課程に在学している者は、施行日に三重県立飯野高等学校定時制課程に在学しているものとする。

---

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十七号

#### 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例

三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「三重県税外収入通則条例」を「三重県公債権の徴収に関する条例」に改める。

附則第一項中「、公布の日」を「公布の日から、附則第四項の規定は同年四月一日」に改め、附則に次の一項を加える。

#### （観覧料の納付の特例）

- 4 平成二十六年四月一日から附則第一項本文に規定する規則で定める日の前日までの間において、知事は、別表第二に規定する観覧料であつて企画展示及び特別企画展示に係るものに限り、第十二条の規定の例により納付させることができる。

別表第二中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改める。

別表第三中「五〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、三重県総合博物館条例の施行の日から施行する。ただし、附則第一項の改正規定及び附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

---

斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十八号

#### 斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例

斎宮歴史博物館条例（平成元年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

第十四条中「三重県税外収入通則条例」を「三重県公債権の徴収に関する条例」に改める。

別表第一中「三三〇円」を「三四〇円」に改める。

別表第二中「五、〇九〇円」を「五、二三〇円」に、「六一一〇円」を「六、二八〇円」に、「一〇、一九〇円」を「一〇、四八〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五六〇円」に、「二、〇三〇円」を「二、〇八〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一三〇円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に斎宮歴史博物館条例第八条に規定する使用の許可を受けたもの又は改正前の第十一条の規定により同条第一項の観覧料若しくは同条第二項の特別観覧料を納付したのものについては、なお従前の例による。

三重県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十九号

三重県立美術館条例の一部を改正する条例

三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「三重県税外収入通則条例」を「三重県公債権の徴収に関する条例」に改める。

別表第二中「九、四五〇円」を「九、七二〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、九六〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「二四、一七〇円」を「二四、五八〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四四〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「六、八二〇円」を「七、〇二〇円」に、「八、九二〇円」を「九、一八〇円」に、「一五、二二〇円」を「一五、六六〇円」に、「一〇、二三〇円」を「一〇、五三〇円」に、「一三、三八〇円」を「一三、七七〇円」に、「二二、八三〇円」を「二二、四九〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「七、〇八〇円」を「七、二九〇円」に、「一五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「九、九七〇円」を「一〇、二六〇円」に、「一三、二二〇円」を「一三、五〇〇円」に、「二一、五二〇円」を「二二、一四〇円」に、「一四、九六〇円」を「一五、三九〇円」に、「一九、六八〇円」を「二〇、二五〇円」に、「三二、二八〇円」を「三三、二二〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に三重県立美術館条例第九条に規定する使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第六十五号

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例

三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五〇〇」を「五二〇」に、「九〇〇」を「九二〇」に、「一、五〇〇」を

「一、五四〇」に、「二、〇〇〇」を「二、〇三〇」に、「二、八〇〇」を「二、八五〇」に、「三、〇〇〇」を

「三、〇八〇」に改め、同表二の表中「二、八〇〇」を「二、八五〇」に、「二、〇八〇」を「二、一一〇」に、「七二〇」を「七三〇」に、「六、三〇〇」を「六、四八〇」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県立鈴鹿青少年センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定により利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県立鈴鹿青少年センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第六十六号

三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例

三重県立熊野少年自然の家条例（昭和五十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に改め、同表二の表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県立熊野少年自然の家条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県立熊野少年自然の家条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

発行  
地 番 13 町 明 広 市 津  
会 員 委 育 教 県 重 三

印刷  
刷 川 黒 社 資 合